### 児童家庭課 **☎**97314983

### 児童扶養手当 の支給

児童を養育している人に対し、 迎えるまでの期間 (心身に中程度以 児童が18歳になり最初の3月31日を 限や資格要件等があります。 まで)支給します。ただし、 上の障害がある場合は20歳になる月 できない児童の母や、母に代わって 離婚などにより父親と生活を共に その

### 手当の額

全部支給・・・月額41, 部支給・・・月額41, \ 9, 850円 77 12 00 円円

### 母子·父子家庭等 医療費助成事業

児童に対し、受けた医療費の本人負 担金の一部を助成します。 母子・父子家庭及び養育者世帯の

に該当する者が対象となります。 に加入している者で、次のいずれかうるま市に住所があり、医療保険

障害のある 子どものために

身体や精神に中程度以 上の障害がある 20 歳未満 のお子さんを扶養してい る父母又は養育者に支給 します。ただし、所得制

1級該当の児童1人につ き月額 50,750円

・2級該当の児童1人につ き月額 33,800円

限などがあります。

【手当の額】

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- 童、ただし、所得制限や資格要件養育者が養育する父母のいない児 等があります。

# 母子家庭等日常生活支援事業

の方が修学や病気等で日常生活を営母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 家庭生活支援員を派遣します。利用 む上で一時的に支障が生じた場合に、 される方は事前に登録が必要です。

## 母子寡婦福祉資金貸付

金の貸付を行っています。 るため、無利子あるいは低利子で資 目立の援助と、児童の福祉を増進す 母子家庭や寡婦の方たちの経済的

### 資金の種類

習得.修業.就職支度.医療介護.事業開始.事業継続.修学.技能 生活・転宅・ 扶養資金など 就学支度・

# 給付金事業母子家庭自立支援教育訓

練

ずご相談ください) 001円以上で20万円以下) される事業です。( 受講開始前に必 合、受講に要した経費の4%(8. 定された教育訓練講座を受講した場 医療事務やホームヘルパーなど指 が支給

# 高等技能訓練促進費等事業

間について、生活の負担軽減を図る 月を上限)が支給される事業です。 ため、月額103,000円(12カ 業する場合に修業期間の1/3の期 得のため、2年以上養成機関等で修 看護師や介護福祉士などの資格取

### のような給付制度があります。 済的自立を支援するために、次 子家庭 の母 の資格取得と経

母

# 新入学児童生徒激励事業

徒に対して激励金を贈呈します。 ひとり親世帯等の新入学児童生

②父子家庭の小学校1年生及び ①母子家庭の小学校1年生 うるま市内に在住する

③その他の養育世帯 校1年生 帯) の小学校1年生及び中学 より祖父母が養育している世 中学校1年生 (遺棄等に

※ただし、生活保護世帯は対象 外とする。

### [申請方法]

協議会(本所・支所)に申請する。 入し、居住する地区の社会福祉所定の申請書に必要事項を記

### 【受付期間】

4月13日 (月) ~27日 月

### 【問い合わせ先】

## うるま市社会福祉協議会

与那城支所 川支所 連支所 **2**973-5459 **2**978-5914 978-001 1 **2**964-2494

石 本

勝